

2020年（令和2年）7月 6日

片瀬山市民の家

運営委員長 渋谷 宏美 様

市民自治推進課長

片瀬山市民の家の水害時使用について（お知らせ）

日頃から、地域市民の家の運営管理にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。地域市民の家は、一定のきまりの下に、自由に集い、語り、学び、触れ合う場として利用できるコミュニティ施設として、地域の活動や、親睦を深めるためにご利用いただいているところです。

この度、コロナ禍に見舞われるなか、感染拡大防止の観点から、従前の風水害避難所を補完したく、臨時的な水害時避難先として本年7月13日以降、片瀬山市民の家を次の要領で使用する必要があるため、お知らせするものです。

なお、この取り扱いにより、市民の家運営委員が実施すべきことはありませんが、毛布等資機材の事前配布でご相談させていただくことがあります。

- ◆水害時避難所の収容状況によって、地区防災拠点本部（片瀬市民センター）が使用する場合があります。（使用を前提とした地区内周知は行いません。）
- ◆使用の際は、地区防災拠点本部から運営委員長に連絡するとともに、地区防災拠点本部職員が市民の家を開錠する。
- ◆使用中の団体及び先約の団体がある場合は、市民の家に備え付けの予約表を基に、地区防災拠点本部職員が当該団体に使用できないことを連絡する。
- ◆使用責任は、地区防災拠点本部が負う。
- ◆使用後は、地区防災拠点本部職員が消毒を施した上で施錠する。
- ◆市民の家の鍵は、地区防災拠点本部が管理するものを使用する。

今般の情勢に鑑み、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

（事務担当）活動推進担当 電話 50-3516